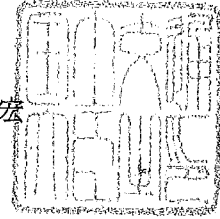


認定書

国住指第 1401 号
平成 27 年 7 月 29 日

日立コンクリート株式会社 新砂工場
代表取締役副社長 岡田 明 様

国土交通大臣 太田 昭宏



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 37 条第二号の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
MCON-3417
2. 認定をした構造方法等の名称
高強度コンクリート
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

(注意)この認定書は、大切に保存しておいてください。

1. 総則

1.1 建築材料の適用範囲

(1) 本コンクリートは、圧縮強度の基準値（設計基準強度）が 39N/mm^2 以上 80N/mm^2 以下で、かつ、指定強度が 45N/mm^2 を超える高強度コンクリートである。なお、セメントの種類に応じた設計基準強度の範囲は、以下のとおりである。

1) 普通ポルトランドセメント : 39N/mm^2 以上 60N/mm^2 以下

2) 中庸熱ポルトランドセメント : 39N/mm^2 以上 80N/mm^2 以下

3) 低熱ポルトランドセメント : 39N/mm^2 以上 80N/mm^2 以下

ここで、指定強度とは、材齢 28 日における標準養生した供試体の圧縮強度と材齢 91 日における構造体コンクリート強度推定値との差（以下、構造体コンクリート強度の補正值 (s_{91}) と称する。）に圧縮強度の基準値（設計基準強度）を加えた値を示す。

(2) 本コンクリートに使用する材料は、表-1 に示すとおりとする。

(3) 本コンクリートは、日立コンクリート株式会社 新砂工場（JIS 認証番号：TC 03 14 003）が A プラント又は B プラントで製造する高強度コンクリートに適用する。

(4) 本コンクリートは、練混ぜを開始してから荷卸し地点に到着までの時間は 120 分を限度とする。

表-1 使用材料一覧

使用材料	種類	生産者あるいは産地
セメント	普通ポルトランドセメント	日立セメント(株)
	中庸熱ポルトランドセメント	太平洋セメント(株)
	低熱ポルトランドセメント	
細骨材 ^{*1}	砂(山砂)	千葉県君津市吉野
	砕砂	栃木県佐野市仙波
粗骨材	碎石(2005)(石灰石)	北海道北斗市鞆朗
練混ぜ水 ^{*2}	上水道水以外の水(工業用水)	東京都水道局
	上水道水	
化学混和剤	高性能 AE 減水剤	BASF ジャパン(株) 日本シーカ(株) 花王(株) (株)フローリック 竹本油脂(株)
	AE 剤	BASF ジャパン(株)

注) *1: 細骨材の混合比率は、砂(山砂) : 砕砂 = 6.5 : 3.5 (質量比) とする。

*2: 練混ぜ水は、原則として工業用水を使用する。上水道水は、工業用水が品質を満足できない場合等に使用する。